
商品関連市場デリバティブの取引ルール

1. 取引方法について
2. 取引時間・営業時間等について
3. 決済方法・限月について
4. 両建取引等について
5. 注文の種類・約定条件・有効期限等・注文方法の種類
6. サーキットブレーカー・即時約定可能値幅について
7. 証拠金の計算ルールについて
8. 取引要綱(取扱銘柄一覧)
9. 個人顧客に関する取引開始基準

2024年04月

第一プレミア証券株式会社

本書面は、当社における商品関連市場デリバティブの取引ルールを説明したもので、金融商品取引法第37条の3において規定される「契約締結前交付書面」を補完するための書面です。商品関連市場デリバティブ取引は、相場の変動幅が小さくても取引額全体では、相応の変動(利益又は損失)が生ずるハイリスク・ハイリターン取引です。ご契約前に、取引の仕組みやリスク等を十分にご理解のうえ、ご不明な点があれば、必ずご確認いただきますよう、お願い申し上げます。

1. 取引方法について

当社では、次のようなお客様のご要望に corres 応するため、お客様ご自身によるオンライン取引と対面取引(電話による注文代行)を併用できるサービスをご提供いたします。商品関連市場デリバティブ取引の専門知識を持つ当社営業員が、リアルタイムでお客様とほぼ同じ取引画面を見ながら、お客様の投資スタイルやリスク許容度、資産状況等に合わせた丁寧なアドバイスをご提供します。

- ・ 情報提供や投資アドバイスを受けたい
- ・ パソコンが苦手で、発注に自信が持てない
- ・ 状況に合わせて、オンライン取引と電話のいずれでも発注できるようにしたい
- ・ リスク管理の手法を知りたい
- ・ その他、商品関連市場デリバティブ取引に関して、気軽に相談したい

2. 取引時間・営業時間等について

■ 取引時間(大阪取引所) ※計算区域は、夜間立会から始まり、日中立会終了までとなります。

立会区分	時間帯	注文受付状況
夜間立会	16:00~16:15	予約注文受付 * 日次繰越処理の状況により、開始時間が前後することがあります。
	16:15~16:29 (ゴムは 16:15~16:30)	プレ・オープニング注文受付
	16:30~翌日 5:55 (ゴムは 16:30~18:55)	ザラバ(レギュラーセッション)
	5:55~6:00 (ゴムは 18:55~19:00)	プレ・クロージング注文受付
	6:00(ゴムは 19:00)	引板合わせ
日中立会	5:30~8:00	予約注文受付 * 処理状況により、開始時間が前後することがあります。
	8:00~8:45 (ゴムは 8:00~9:00)	プレ・オープニング注文受付
	8:45~15:10 (ゴムは 9:00~15:10)	ザラバ(レギュラーセッション)
	15:10~15:15	プレ・クロージング注文受付
	15:15	引板合わせ

■ ノンキャンセル・ピリオドについて

板寄せ直前の注文訂正・取消しによる価格変動を防止するため、立会取引の寄付き及び引け前に、訂正・取消注文を原則として受け付けない時間帯(ノンキャンセル・ピリオド)があります。ノンキャンセル・ピリオドの対象商品及び時間帯は以下のとおりです。

対象商品	ゴム市場(注)を除く、全商品
対象時間帯	① 日中立会と夜間立会の寄付き前 1 分間(8:44~8:45、16:29~16:30) ② 夜間立会の引け前 1 分前(5:59~6:00)

(注)ゴム市場は、ノンキャンセル・ピリオドの対象外ですが、寄付板合わせ及び引板合わせ開始直前の注文取消し等は取引監視の対象とはなりませんので、十分ご注意ください。

■ 営業時間(営業日)

・対面(電話)での受注 8:00~18:00

・取引システムでの受注 24 時間(日次繰越処理、メンテナンス時間を除く)

※ 日中立会終了後 15 時 45 分から 16 時 01 分頃の間の日次繰越処理があるほか、臨時(週末を含む)でメンテナンス作業を行うことがあります。

※ お客様のご要望により、上記、営業時間外において担当営業員との対面取引も可能です。この場合、お客様から時間外の対面取引を行いたい旨のお申出が必要になります。

第一プレミア証券株式会社 電話 03-6778-8700 ご注文・取引状況のご確認は、担当営業員、もしくは業務部まで

3. 決済方法・限月について

■ 決済方法

商品関連市場デリバティブ取引は、現時点において将来の一定の時期に品物の受渡し又は差金決済により、その対価の授受をあらかじめ約束する取引になります。したがって、決済方法は以下の2つがあります。

(1) 差金決済・・・取引期間中に契約と反対売買で決済する方法です。

(2) 受渡し決済・・・契約時の条件で一定期間後、現物商品を受け渡す方法です。具体的には、

- ① 受渡代金を支払い、現物(倉荷証券)を受け取って(現受け)取引を終了する「買い契約」、
- ② 現物(倉荷証券)を渡して取引を終了する「売り契約」のいずれかになります。

※当社で受渡し決済が可能な商品は、金(GOLD)と白金(PLATINUM)、銀(SILVER)、パラジウム(PALLADIUM)になります。具体的な受渡し方法については、担当営業員又は当社業務部までお問合せください。

※倉荷証券とは、倉庫会社が預託を受けた商品の保管を証するものとして発行する証券です。

■ 限月

商品関連市場デリバティブ取引では、取引に期限があります。契約を履行(決済)する最終期限の月を「限月(げんげつ)」といいます。限月は、各商品によって異なりますが、最終立会日(納会月)までに転売又は買戻しで差金決済をするか、倉荷証券等の受け渡しにより、決済を行う必要があります。

※「納会を迎える限月における建玉の対応について」は、「商品関連市場デリバティブ取引 取引規程」の巻末をご参照ください。

※ゴールドスポット(金限日取引)及びプラチナスポット(白金限日取引)は、ポジションが自動的に翌営業日に持ち越されるため、決済期限のない取引になります。

4. 両建取引等について

- 法令で、金融商品取引業者がお客様に対し、同一商品・同一限月の売建玉と買建玉を同一枚数保有すること(両建て取引)を勧めること、また、同一商品で異なる限月の売建玉と買建玉を同一枚数、若しくは異なる枚数を保有すること(両建類似取引)を、その取引を理解していないお客様から受託等する行為は禁止されています。
 - 両建て取引及び両建類似取引は、手数料が二重にかかること、逆ざやが生じるおそれがあること等のデメリットがあり、経済合理性を欠くおそれがある取引です。また、建玉を解消するタイミングの判断が難しいため、リスクを十分にご理解いただいた上で、お客様ご自身の判断で行っていただく必要がございます。
-

5. 注文の種類・約定条件・有効期限等

■ 注文の種類

注文の種類	発注のタイミング	説明
指値注文	「〇〇円まで下がってきたら買おう。」 「△△円まで上がったら一旦利食い売りしよう」・・・というような時に。 * 希望価格もしくはそれよりも有利な価格で成立します。	希望の価格で買いたい時や売りたい時に使います。注文の有効期限までに希望価格に達しなかった場合、注文は不成立となります。
成行注文	「今すぐ買いたい。」 「今すぐ売りたい。」 ・・・というような時に。	価格を指定しないで発注する注文です。対当する注文がない場合、残注文はキャンセルされますので、流動性の低い銘柄・限月をお取引する場合など注意が必要です。
引指注文	終値が XX 円以下なら買いたい。・・・というような時に。	引板合わせにおいて、指値として発注される注文です。
引成注文	もし、XX 円まで値下がりがりしないで買えない場合は、終値でもいいから買いたい。・・・というような時に。	引板合わせにおいて、成行として発注される注文です。 ※必ず約定するとは限りません
ストップオーダー(SO) +成行注文(※1)	「損失額が大きくならないように、〇〇円になったら決済の注文を出したい」 「揉みあい(レンジ)の時に、レンジを上抜けたときに買いたい(下抜けたときに売りたい)」・・・というようなときに。 * 主に損失確定の決済(ロスカット)の際に使います。	指定価格に達すると成行注文が執行され、「買い注文」であれば、指定価格より高くなったら買い、「売り注文」であれば、指定価格より安くなったら売り、というように指値とは逆に指定します。 状況により、指定価格より不利な価格で成立する場合、また、注文が成立しない場合があります。
ストップオーダー(SO) +指値注文(※1)	「損失額が大きくならないように、〇〇円になったら決済の注文を出したい」 「揉みあい(レンジ)の時に、レンジを上抜けたときに買いたい(下抜けたときに売りたい)」・・・というようなときに。 * 希望価格を指定する指値注文となりますので、値段が一方向に上昇もしくは下降し続けた場合に注文が成立しないリスクがあります。	指定価格に達すると指値注文が執行され、「買い注文」であれば、指定価格より高くなったら買い、「売り注文」であれば、指定価格より安くなったら売り、というように指値とは逆に指定します。 ストップオーダー(SO)+成行とストップオーダー(SO)+指値の違いは、SO+成行は指定価格に到達すると成行注文になるのに対し、SO+指値は、指定価格に到達すると指値注文になるところが異なります。

(注)ストップオーダーは取引所で受け付けず、当社システム内での待機注文となります。指定価格(トリガー)はシステム上で監視するため、全ての値段を監視できない場合があります。相場変動が激しいとき等は、意図した注文が発動されないリスクがあります。

■ 約定条件

Fill and Store	FaS	約定できる数量は約定し、残枚数は板に残る
Fill and Kill	FaK	約定できる数量は約定し、残枚数はキャンセルされる
Fill or Kill	FoK	全量約定するか、全量約定できない場合はキャンセルされる

■ 注文の有効期限

最長 1 年後までの日付の指定が可能です。

(注)約定条件及び注文の有効期限は、注文を入力する時間帯、また、選択した注文の種類によって、選択できないことがあります。

■ 注文方法の種類

注文の種類	概要
通常注文	売注文若しくは買注文を指値注文、成行注文で出す注文となります。
ストップオーダー	発注する際にその注文が有効となる(コンバートする)条件を指定して発注する注文でコンバートする条件を満たした場合に指定した注文が有効になります。
IFD注文 (イフダン注文)	If 注文(成行及び指値)とその If 注文が成立したとき初めて有効となる Done 注文(成行及び指値)を 2 つあわせて注文を発注する方法です。それぞれの注文について、執行条件や 有効期限などが設定できます。
IFO注文 (イフダンオーシーオー注文)	If Done と OCO 注文(利益となる指定(リミット)と、損切となる指定(ストップ)注文を 同時に出し、どちらか一方が成立した場合、もう一方の注文は自動的に取消される注文)を組合わせた注文方法で、If 注文が成立したときに有効となる Done 注文を OCO 注文の形で発注します。利益となる指定値段及び損切となる指定値段をシステム上で監視を行い、発注条件を満たした場合に成行 Fak 注文で取引所に発注します。 ご注意※ 発注条件を満たした場合に成行 Fak 注文で取引所に発注しますので、状況によっては不利な値段で成立する場合があります。
TS注文 (トレイリングストップ注文)	発注時点の現在値を最良値として、値段の上昇・下降に合わせて最良値をシステム上で監視・更新します。指定した値幅以上の不利な値段となった場合に成行 Fak 注文で取引所に発注します。 ご注意※ 発注条件を満たした場合に成行 Fak 注文で取引所に発注しますので、状況によっては不利な値段で成立する場合があります。
IFTS注文	イフダン注文とトレイリングストップ注文を組み合わせたものになります。

6. サーキットブレーカー・即時約定可能値幅について

■サーキットブレーカー(SCB)

貴金属市場・商品指数においては、サーキットブレーカー制度が導入され、発動条件(※1)に合致した場合、立会を一時中断し、サーキットブレーカー幅を拡大する運用となります。現在、ゴム市場及び農産物市場は、サーキットブレーカー制度は適用されません。

(※1)先物取引(ミニ取引を除く。)の中心限月取引において、制限値幅の上限(下限)値段に買(売)呼値が提示され(約定を含む。)た場合には、原資産が当該中心限月取引と同一の先物取引(ミニ取引及び限日取引を含む。)を一時中断し、制限値幅の上限(下限)を拡大する。

(2023年6月19日現在)

商品名		サーキットブレーカー幅(SCB幅)
貴金属市場	金、金ミニ、金限日	5%→10%→15% (拡大時に SCB 発動)
	銀	10%→20%→30% (拡大時に SCB 発動)
	白金、白金ミニ、白金限日	10%→20%→30% (拡大時に SCB 発動)
	パラジウム	10%→15%→20% (拡大時に SCB 発動)
商品指数	CME 原油等指数	10%→20%→30% (拡大時に SCB 発動)
ゴム市場	ゴム(RSS3)	10%(原則、停止・拡大なし)
	ゴム(TSR20)	10%(原則、停止・拡大なし)
農産物市場	大豆	10%(原則、停止・拡大なし)
	小豆	8%(原則、停止・拡大なし)
	とうもろこし	8%(原則、停止・拡大なし)

■ 即時約定可能値幅(DCB値幅)

大阪取引所では、価格の連続性を維持し、急激な価格変動を防止するため、即時約定可能値幅を導入しています。即時約定可能値幅外で注文が対当した場合には、30秒間の一時中断(DCB: Dynamic Circuit Breaker)を行いません。DCB中は注文受付を行い、板合わせから再開します。

商品名	オープニング・オークション時のDCB値幅	ザラバ時のDCB値幅	クロージング・オークション時のDCB値幅
金、金ミニ、金限日	120 円	40 円	80 円
銀	3 円	1 円	2 円
白金、白金ミニ、白金限日	120 円	40 円	80 円
パラジウム	90 円	30 円	60 円
CME 原油等指数	3%	1%	1.5%
ゴム(RSS3)、(TSR20)	15 円	5 円	10 円
大豆	1,500 円	500 円	1,000 円
小豆	300 円	100 円	200 円
とうもろこし	750 円	250 円	500 円

(注)サーキットブレーカーや即時約定可能値幅の値幅、適用対象等については、大阪取引所により、予告なく見直される可能性があります。

7. 証拠金の計算ルールについて

■ 証拠金所要額について

当社の先物・オプション取引に係る証拠金額は、株式会社日本証券クリアリング機構（JSCC）がVaR方式により算出する証拠金額の最大値を上回るよう当社が定める額とし、同一商品の両建て（異限月を含む）の場合には片建て数の多い方が証拠金の計算の対象とします。

証拠金額は毎週最終営業日に公表し、当社取引システムにおいて毎週土曜日8:00に反映されます。そのため、毎週土曜日8:00以降は、新証拠金額にて必要証拠金計算や新規発注余力計算が行われます。

ただし、市場の状況が急変した場合等で、VaR方式により算出する証拠金額の最大値を下回った場合には証拠金額の見直しを行い、見直した日の翌営業日から適用いたします。

※VaR（Value at Risk）方式とは

VaR方式とは、Value at Risk方式の略であり、特定のポジションを一定期間保有すると仮定した場合において、将来の価格変動により一定の確率の範囲内で予想される損失をカバーする額（想定損失相当額）を計算する方法です。VaR証拠金は、限月ごと、売り買いごとに計算、毎営業日見直しが行われるため、リスク管理の高度化が図られます。

※取引受渡証拠金

取引受渡証拠金は受渡により決済を行う場合に必要となる証拠金額として、清算機関が定める証拠金額です。

*取引受渡証拠金の算出方法及び算出期間は、対象とする商品によって異なります。

証拠金所要額（委託者必要証拠金額）

$$= \text{当社が定める証拠金} \times \text{銘柄毎建玉枚数} + \text{取引受渡証拠金}$$

※1（同一銘柄の売建玉と買建玉を保有している場合はどちらか多い方の建玉枚数）

■ 受入証拠金の総額の計算式

$$\text{受入証拠金総額} = \text{現金(差入証拠金)} + \underbrace{\text{先物取引未清算決済代金}(\text{※1}) + \text{評価損益(値洗い損益)}(\text{※2})}_{\text{現金授受予定額}}$$

(※1)先物取引の決済(転売または買戻)は完了しているが、受渡が到来していない決済損益に取引手数料が加算されている金額です。お客様の Web 画面では、「差引損益金本日合計」で表示されています。「差引損益金本日合計」は、日中立会終了後の日次繰越処理以降、「現金」に反映されます。

(※2)先物取引における相場の変動に基づく計算上の利益と損失を合計した金額、いわゆる「値洗い損益」になります。

■ 注文・建玉余力の計算式

$$\text{注文・建玉余力} = \text{受入証拠金総額} - \text{証拠金所要額} - \text{注文済みの証拠金所要額}$$

■ 証拠金不足の計算式(追加証拠金)

・毎営業日、夕方のバッチ(日中立会終了後の繰り越し処理)で、お客様の全建玉及び当該営業日の状況等に基づいて、受入証拠金総額、証拠金所要額等を算出します。この結果、受入証拠金総額が委託者必要証拠金を下回った場合は、証拠金不足額が確定します。

・証拠金の不足が発生した場合、お客様は翌営業日正午までに不足金請求額を入金していただく必要がございます。指定日時までに、入金を確認できなかったときは、全ての建玉を当社にて決済できるものとします。

『 受入証拠金総額 < 委託者必要証拠金 』となった場合、
『 証拠金不足額 = 委託者必要証拠金 - 受入証拠金総額 』となります。

追加証拠金の確認について

Web 画面ログイン後、上段横に並ぶメニューの「口座情報」→「口座照会」から画面右の「処理必要不足額」で不足金額(追加証拠金)が確認できます。

大阪取引所における証拠金の計算・管理について

当社において、商品関連市場デリバティブ取引と日経225先物取引の両方を取引される場合の取引の証拠金は別々に計算・管理されます。そのため、いずれか一方の取引において相場変動による証拠金が不足し、証拠金の追加差入れ又は追加預託が必要になる場合があります。

8. 取引要綱(取扱銘柄一覧)

2024年4月26日現在

銘柄	取引単位(*1)	倍率	呼値(*2)	呼値の単位	〇〇円値動きしたときの売買差損益
金	1kg	1,000倍	1g	1円	10円⇒ $10 \times 1,000 = 10,000$ 円
金(ミニ)	100g	100倍	1g	50銭	10円⇒ $10 \times 100 = 1,000$ 円
金(限日)	100g	100倍	1g	1円	10円⇒ $10 \times 100 = 1,000$ 円
銀	30kg	30,000倍	1g	10銭	1円⇒ $1 \times 30,000 = 30,000$ 円
白金	500g	500倍	1g	1円	10円⇒ $10 \times 500 = 5,000$ 円
白金ミニ	100g	100倍	1g	50銭	10円⇒ $10 \times 100 = 1,000$ 円
白金(限日)	100g	100倍	1g	1円	10円⇒ $10 \times 100 = 1,000$ 円
CME 原油 等指数	CME原油等指数 ×10,000倍	10,000倍	0.05ポイント	500円	0.5ポイント⇒ $0.5 \times 10,000 = 5,000$ 円
パラジウム	3kg	3,000倍	1g	1円	10円⇒ $10 \times 3,000 = 30,000$ 円
ゴム(RSS3)	5t	5,000倍	1kg	10銭	1円⇒ $1 \times 5,000 = 5,000$ 円
ゴム(TSR20)	5t	5,000倍	1kg	10銭	1円⇒ $1 \times 5,000 = 5,000$ 円
とうもろこし	50t	50倍	1t	10円	100円⇒ $100 \times 50 = 5,000$ 円
一般大豆	25t	25倍	1t	10円	1,000円⇒ $1,000 \times 25 = 25,000$ 円
小豆	80袋(2400kg)	80倍	1袋(30kg)	10円	100円⇒ $100 \times 80 = 8,000$ 円

(*1)取引所で取引を行う場合の売買1枚当たりの数量をいいます。

(*2)値段を約定させる際、取引銘柄の値決めを行う際に動く最小の単位のことをいいます。その単位についての値段の刻み幅のことを「呼値の単位」といいます。

◎損益計算例 ※計算例の損益に売買手数料は考慮されておりません。

「買い」から取引を始めた場合

(上昇例)値上がりを期待して、金を7,000円/gで10枚買い、価格が上昇して7,300円/gで転売した。

$(7,300円 - 7,000円) \times 1000倍 \times 10枚 = 300万円の利益$

(下落例)値上がりを期待して、金を7,000円/gで10枚買い、価格が下落して6,800円/gで転売した。

$(6,800円 - 7,000円) \times 1000倍 \times 10枚 = 200万円の損失$

「売り」から取引を始めた場合

(上昇例)値下がり期待して、金を7,000円/gで10枚売り、価格が上昇して7,300円/gで買戻した。

$(7,000円 - 7,300円) \times 1000倍 \times 10枚 = 300万円の損失$

(下落例)値下がり期待して、金を7,000円/gで10枚売り、価格が下落して6,800円/gで買戻した。

$(7,000円 - 6,800円) \times 1000倍 \times 10枚 = 200万円の利益$

9. 個人顧客に関する取引開始基準

当社は、お客様の知識、投資経験、金融資産等を考慮のうえ、以下の取引開始基準を設けております。口座審査の結果によっては、口座開設をお断りすることがありますが、その場合の理由は開示しておりません。

- (1) 次の各号に該当するお客様は、お取引できません。
- ① 未成年者、成年被後見人、被保佐人、被補助人、精神障害者、知的障害者および認知障害の認められる方
 - ② 生活保護法による保護を受けている世帯に属する方
 - ③ 破産者で復権を得ない方
 - ④ 商品関連市場デリバティブ取引をするために借入れする方
 - ⑤ 損失が生ずるおそれのある取引を望まない方
 - ⑥ 取引証拠金等の額を上回る損失が生ずるおそれのある取引を望まない方
 - ⑦ 反社会的勢力に属すると認められる方
 - ⑧ 前各号に準ずる方および当社が商品関連市場デリバティブ取引の適合性に欠けると判断した方
- (2) 次の各号に該当するお客様は、当社が定める審査基準に適合した場合のみ、お取引できます。
- ① デリバティブ取引の経験がない方
 - ② 年金、恩給、退職金、保険金等により主として生計をたてている方
 - ③ 年収が500万円に満たない方
 - ④ 金融資産が300万円に満たない方
 - ⑤ 高齢者(受託契約時に満75歳以上の方、当社にて取引継続中に満75歳に達した方)
 - ⑥ 取引上の意思伝達に支障がある職務に従事する方
 - ⑦ 公金出納取扱者、金融機関等において他人の金銭・有価証券等を取り扱っている方、企業の経理・財務担当者等自己の資産以外の金銭等を取り扱っている方
 - ⑧ 前各号に準ずる方および商品関連市場デリバティブ取引を行うにあたり、適合性に照らして問題があると疑われる方
-